

＜資料用語説明＞

○認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を策定し、その計画を市が認定するとともに、その計画達成に向けて市や農業関係機関が支援していくもの。市より認定を受けた認定農業者は、将来の経営拡大や効率化等のプランを持つ次世代を担う農業経営者といえる。

市では、認定農業者が農業経営改善計画の目標を達成するため、必要な農業用施設や機械等の費用を補助し、育成及び支援を行っている。

その他、国や東京都の支援事業のうち、認定農業者であることが条件となっている事業を活用することが出来るようになる。

○（認定農業者における）家族経営協定とは

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族皆が働きやすい就業環境について、家族間の話し合いに基づき取り決めるもの。

○認証農業者とは

これまで市では認定農業者制度を推進し、現在では60経営体の方が、市の中核を担う農業者として東村山農業をけん引していただいたが、現状、農業者人口及び農地面積は年々減少している。そのため目標とする農業所得が認定農業者の基準（300万円）に満たない農業者に対してサポートすることで、営農意欲を高め、将来的に認定農業者を目指してもらうためのステップにさせていただき、東村山農業の中心的な担い手に育成するという狙いがある。認証農業者については、所得基準を200万円に引き下げ市独自で認定し、農業用設備等に補助を行う。

○有機農業推進事業補助金とは

きゅう肥、木質堆肥等の有機物を中心とする土づくりにより土壌の生態系を保持し、より安全な農産物の生産を重視した有機農業を推進し、市民の農業への理解を深めるとともに都市農業の育成及び発展に寄与することを目的とした事業である。

東村山市内の農業者を対象に、堆肥の購入や、堆肥場の設置・増改築等の整備・修理、堆肥製造に要する付帯器具の購入等の費用補助を行っている。

○農産物ブランド化推進事業補助金とは

東村山市内の農業者団体を対象に、既存農産物のブランド化の推進および新規農産物ブラン

## 【参考資料】

ドの確立に対して補助金を交付することにより、東村山市農産物ブランド化の推進に寄与することを目的とする。平成28年度より予算化された事業である。

平成28年・29年については、東村山市果樹組合に対し、東村山市の既存農産物ブランドである「多摩湖梨」および「多摩湖ぶどう」と、新規農産物ブランドである「赤キウイ」の苗木購入について、購入額の一部補助を行った。

○かいよう病とは

細菌（バクテリア）が枝、新梢、葉、花蕾に感染し、葉の褐色斑点、花蕾の褐変、枝や幹から病原菌を含む白色や赤褐色の樹液の漏出などの症状を引き起こし、枝や樹の全体が枯死に至ることもある病気。日本をはじめ、ニュージーランド、イタリア、中国などのキウイフルーツ生産国で発生が確認されている。

○農業環境保全対策整備事業補助金とは

東村山市の貴重な農業及び農地を将来にわたって維持及び保全するため、農業環境保全整備事業を実施することにより、都市農業の保全を図ることを目的とする。

農地の環境を保全するため、農業者が環境に配慮した農業資材を購入した場合に、その経費の一部を補助している。

<補助対象農業資材>

生分解性フィルム、性フェロモン剤及び捕獲器、減農薬栽培用ネット、防草シート

○農業委員会とは

農業委員会とは、地方自治法第180条の5第3項によって、市町村に設置が義務付けられている行政機関。また、農業委員会等に関する法律第3条にも市町村に農業委員会を置くこととされているが、その区域内の農地面積（市街化では生産緑地面積）が、著しく小さい（都府県では、200ha未満）市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができるとされている。当市は、設置基準以下だが、農業における農業委員会の必要性を理解し、農業委員会を設置している。農業委員会では、農地法に基づく許可や届け出の受理を行うほか、農地パトロールの実施により、都市農地の保全にも積極的に取り組んでいる。

○援農ボランティアについて

援農ボランティアは、後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者と、農業をサポートしたい市民を結ぶ事業。市民が援農を通じて農業技術を習得するとともに、農業者と市民とが顔の見える関係を作り、農業者が営農継続しやすい状況を作ることにより、都市農業を守っていくことを目的としている。

当市では、年度当初（5/1号市報等）で援農ボランティア活動が出来る方を募集し、受け入

## 【参考資料】

れを希望する農家との調整を行うとともに、東京都農林水産振興財団による講義「東京の青空塾」を受講していただいている。

### ○マルシェ久米川について

東村山で採れた新鮮で美味しい農産物を購入したいという市民の声と、それを市民に届けたいという農家の想いを結ぶ場として、「マルシェ久米川」が誕生しました。毎月1回、第3日曜日に久米川駅北口で開催している「マルシェ久米川」は、平成23年の12月に第1回を開催してから、令和元年12月で8周年を迎えた。

### ○スポセンマルシェ、サンパルマルシェ

スポーツセンター及びサンパルネの指定管理者である東京ドームグループの協力により、平成26年7月より夏季・冬季の限定でマルシェを開催している。年に複数回、東京ドームグループと農家、産業振興課の三者での打合せを行い、日程や農産物の値段等について協議を行っている。

### ○学校給食について

学校給食における地場農産物の使用については、市内農家、学務課の栄養士、JA東京みらい東村山支店の職員、産業振興課の職員の参加のもと、年3回の会議を開催し、学校給食への市内農産物の供給に関する計画や課題等について協議を行っている。

協議の内容としては、農産物を生産する農家と学校給食の献立をつくる栄養士が、予め農家に対して地場野菜の作付け計画等を個別に聞き取って積極的に献立に取り入れたり、学校給食で多く使用する野菜の情報を農家に周知し、農家が作付け量を増やしていただいたり、地場野菜の日を設けるなどの取り組みを行っている。

### ○農ウォークとは

東村山市農業者クラブが主催するイベントで、東村山市民と農家が交流し、市民が農業に親しむことを目的としている。市民が市内の農家・圃場を歩いて回り、各農家の説明を聞きながら見学した上、収穫体験を行うことで市民と農家の交流・東村山市農業への理解を深める。

### ○東村山市農業者クラブとは

都市の進展に適用した市街化区域農業の確立と都市農政の調査、研究を行い、農業者の地位の向上と地域社会の発展に資することを目的とした東村山市の農業者の団体。

東村山市の農業の振興の為に、農業視察研修や市民との交流、農畜産物展示品評会での優秀出品物の表彰などの活動を行っている。東村山市内では会員数が最も多い農業団体である。

### ○市民農園について

## 【参考資料】

一般に市民農園とは、サラリーマン家庭や都市の住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園である。現在、市内には3か所（富士見町・恩多町第1・第2）、211区画ある。

### ○体験農園について

利用者に農作業を体験させる方法による農園は、農業経営の一手法として位置づけられています。開設者（園主）は、経営の主宰権（品種・作業の決定等の権限）を持ち、農園利用者（入園者）は定型的な条件で種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験することができる。このような体験農園は、「農園利用方式による市民農園」とも呼ばれ、農業経営を行う主体であれば開設することができる。